

清涼飲料用自動販売機設置者 募集案内書

公益財団法人 熊谷市文化振興財団

問い合わせ先

〒360-0846 埼玉県熊谷市拾六間 111-1

熊谷文化創造館さくらめいと

総務グループ

電話：048-532-0002

公募の概要

<p>案内書の配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配布期間（休館日を除く。） 令和7年1月27日（月）～令和7年2月20日（木） （あすねっと・ピピアは月曜日が休館日。さくらめいととは火曜日が休館日（祝日の2月11日（火）は開館し、翌日の12日（水）が休館日）。 ○ 配布時間 午前9時から午後5時まで ○ 配布場所 <ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市拾六間111番地1 熊谷文化創造館さくらめいと 総合事務室 電話：048-532-0002 ・熊谷市津田1番地1 大里生涯学習センターあすねっと 事務室 電話：0493-36-1122 ・熊谷市千代325番地1 江南総合文化会館ピピア 事務室 電話：048-536-6262
<p>公募申込受付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受付期間（火曜日を除く。） 令和7年2月13日（木）～令和7年2月20日（木） ○ 受付時間 午前9時から午後5時まで ○ 受付場所 熊谷市拾六間111番地1 熊谷文化創造館さくらめいと 総合事務室 電話：048-532-0002 ○ 応募資格及び申込方法 募集要項の2及び3（3、4ページ）のとおり
<p>質問書受付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受付期間（火曜日を除く。） 令和7年2月3日（月）～令和7年2月7日（金） ○ 受付時間 午前9時から午後5時まで ○ 受付場所 熊谷市拾六間111番地1 熊谷文化創造館さくらめいと 総合事務室 ○ 提出方法 募集要項の4（3）（4ページ）のとおり ○ 回答方法 令和7年2月13日（木）までに、熊谷文化創造館さくらめいと のホームページに掲載いたします。

設置者選定日等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選定日時 令和7年2月27日（木）午後2時から ○ 受付時間 令和7年2月27日（木）午後1時30分から午後2時まで ○ 公募による設置者選定会場 熊谷市拾六間111番地1 熊谷文化創造館さくらめいと 練習室2
契約	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約の締結 令和7年3月14日（金）までに締結
現場確認について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場確認 現場確認をされる場合、あらかじめ施設責任者の承諾を得てから行ってください。なお、現場確認の際に質問等一切承りませんので、御了承ください。
	<ul style="list-style-type: none"> • 大里生涯学習センターあすねっと 電話 0493-36-1122 • 江南総合文化会館ピピア 電話 048-536-6262

公益財団法人熊谷市文化振興財団における清涼飲料用自動販売機設置者募集要項

公益財団法人熊谷市文化振興財団（以下「財団」という。）が管理運営する施設に清涼飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者（以下「設置者」という。）を募集します。応募される方は、この募集要項等を御確認・御承知の上、お申し込みください。

1 募集する設置場所、面積等

- (1) 設置場所、面積等 別表1のとおり
- (2) 期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで5年間（更新なし）
- (3) 条件 別紙「仕様書」のとおり

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は個人が参加することができます。

- (1) 熊谷市暴力団排除条例（平成25年度条例第28号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (2) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 法人等にあつては、埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては、熊谷市内で事業を営んでいること。

3 応募の手續

- (1) 応募書類の提出期間
令和7年2月13日（木）から令和7年2月20日（木）まで（火曜日を除く。）
受付時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所
熊谷市拾六間111番地1 熊谷文化創造館さくらめいと 総合事務室
- (3) 提出書類
ア 募集申込書（1部提出）【様式第1号】
イ 販売手数料提案書（応募する設置番号ごとに提出）【様式第2号】
※ 別紙の「封筒の作成例」を参照の上、設置を希望する番号ごとに作成し、封筒には販売手数料提案書のみ封入して提出してください。
ウ 販売品目等提案書（応募する設置番号ごとに提出）【様式第3号】
エ 法人等の場合は、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（1部提出 写し可）
個人の場合は、住民票（3か月以内、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）

オ 法人等の場合は、会社概要（1部提出 パンフレット可）

カ 設置使用する自動販売機のカタログ（消費電力や環境対策等の仕様が記載されているもので写しでも可）

キ 誓約書（1部提出） [様式第4号]

ク 委任状（1部提出） [様式第5号]（代理人が応募等を行う場合に提出）

※ 提出書類は、返却いたしません。また、財団が必要と判断した場合には、上記の他に追加資料を提出していただくことがあります。

(4) 提出方法

3 (1) の提出期間内に、提出に必要な書類を熊谷文化創造館まで直接持参してください（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）。

(5) 販売手数料提案書に記載する割合

販売手数料提案書に記載する販売手数料割合は、総売り上げに対する割合（%）を記載してください。

(6) 一度提出した提案書の書換え、引換え又は撤回はできません。

4 質問書の提出及び回答

(1) 受付期間及び回答

令和7年2月3日（月）から令和7年2月7日（金）まで（火曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所 熊谷文化創造館さくらめいと 総合事務室

(3) 提出方法

質問書[様式第6号]により、受付場所に持参してください。

※ 質問がない場合は、提出不要です。

(4) 回答の時期及び方法

令和7年2月13日（木）までに、熊谷文化創造館さくらめいとのホームページに掲載します。

※ 電話などでの問合せ・質問に関しては、受けませんので、必ず書面にて質問書を持参してください。

5 設置者の選定期日と選定方法

(1) 日時 令和7年2月27日（木）午後2時から（時間厳守）

（受付時間は、午後1時30分から午後2時まで）

場所 熊谷文化創造館さくらめいと 練習室2

※ 公開選定への立ち合い（2人以内）は、事前の申し込みは不要です。

(2) 応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置者の選定対象とします。

(3) 販売手数料割合（%）を公開で開封し、財団が設定する設置番号ごとの**最低販売手数料割合（%）**以上で、かつ、最も高い割合（%）の提案を行った者を選定し、設置者とします。

ア 設置番号1 （あすねっと）：最低販売手数料割合「10%」

イ 設置番号2・3（ピピア）：最低販売手数料割合「20%」

なお、最高割合（%）の提案者が2者以上ある場合は、くじにより選定します。

6 無効な応募

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- (1) 不正行為による応募
- (2) 販売手数料提案書に記載された割合（%）が最低販売手数料割合に満たない場合
- (3) 応募した数字が訂正されている場合
- (4) 応募者の記名、押印が欠けている場合
- (5) 誤字、脱字等により、意思表示が不明確な場合
- (6) 募集申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの

7 契約の締結

- (1) 設置者には、令和7年3月14日（金）までに財団と契約を締結していただきます。
契約書（案）は、財団で作成します。
- (2) 契約書に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な経費は、設置者の負担となります。
- (3) 正当な理由がなく、指定期日までに契約を締結しない場合は、設置者の決定を取り消し、提案販売手数料割合の高い（同割合の場合は、その都度くじにより決定する。）順に契約交渉を行います。
- (4) (3)により設置者の決定を取り消された者は、次回から応募資格がないものとします。

8 その他の注意事項

- (1) 災害時の無償提供（詳細は、熊谷市危機管理課に確認してください。）
避難所又は防災拠点に設置する自動販売機については、熊谷市内で震度5弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市の災害対策本部が設置され、避難所に多数の住民が避難し、自動販売機内の清涼飲料を避難住民に無償で提供する必要があると市が判断したときは、自動販売機内のすべての在庫品を無償で市に提供することになります。
- (2) 電気子メーター
電気の子メーターの設置が原則となります。なお、電気子メーターの設置に係る費用は設置者の負担となります。
- (3) 電気料金
自動販売機の使用電気料は、設置者の負担とし、子メーターの検針により使用した電気量に基づき、財団が算定した電気料を、財団が発行する請求書により財団が指定する期日までに納入することになります。
- (4) 費用負担
自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者の負担となります。
- (5) 販売手数料
財団に納入する販売手数料は、毎月末締めによる販売実績（各販売商品の販売価格（消費税及び地方消費税を含む。）に販売本数を乗じて得た額）に落札した割合（%）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、この端数を切り捨てるものとする。）とします。

また、設置者は、販売実績及び販売手数料を、翌月の20日までに、財団に報告し、報告後は、財団が発行する請求書により財団が指定する期日までに納入することになります。

9 問い合わせ先

熊谷市拾六間111番地1 熊谷文化創造館さくらめいと 山崎
電話 048-532-0002

別表1 設置場所、面積等

設置番号	施設名称	所在地	場 所	面積 (㎡)	備考
1	大里生涯学習センター あすねっと	熊谷市津田 1-1	事務室前①	2.00	
2	江南総合文化会館 ピピア	熊谷市千代 325-1	休憩コーナー①	2.00	
3	江南総合文化会館 ピピア	熊谷市千代 325-1	休憩コーナー②	2.00	

※ 販売商品は、酒類を除く清涼飲料全般とし、容器は、缶・ペットボトルの使用とします。

様式第 1 号

受付番号	
------	--

(受付番号は記入しないこと。)

清涼飲料用自動販売機設置者募集申込書

令和 年 月 日

公益財団法人熊谷市文化振興財団

理 事 長 小 林 哲 也 宛

住 所

氏 名

(法人名)

代表者名

印

担当者名

連 絡 先

自動販売機設置者募集（大里生涯学習センター内・江南総合文化会館内）について、募集要項を熟知の上、別紙のとおり必要書類を添えて申し込みます。

設置 番号	施設名称	所在地	場 所	面積㎡	応募 の有無
1	大里生涯学習センター あすねっと	熊谷市津田 1-1	事務室前①	2.00	
2	江南総合文化会館 ピピア	熊谷市千代 325-1	休憩コーナー①	2.00	
3	江南総合文化会館 ピピア	熊谷市千代 325-1	休憩コーナー②	2.00	

※ 応募する設置番号について、上表の「応募の有無」欄に○印を記入してください。

〔添付書類〕 募集要項「3 応募の手続」を参照のこと。

様式第2号

設置 番号	
----------	--

(必ず記入)

販売手数料提案書

自動販売機の設置に係る提案

施設名称・場所

(必ず記入・丸数字も記入)

提案販売手数料割合		
十の位	一の位	%

「自動販売機設置者募集要項」及び「自動販売機設置に係る仕様書」の内容を熟知し、上記割合のとおり提案します。

令和 年 月 日

公益財団法人熊谷市文化振興財団

理事長 小林哲也 宛

住所

応募者 氏名

(法人名)

代表者名

印

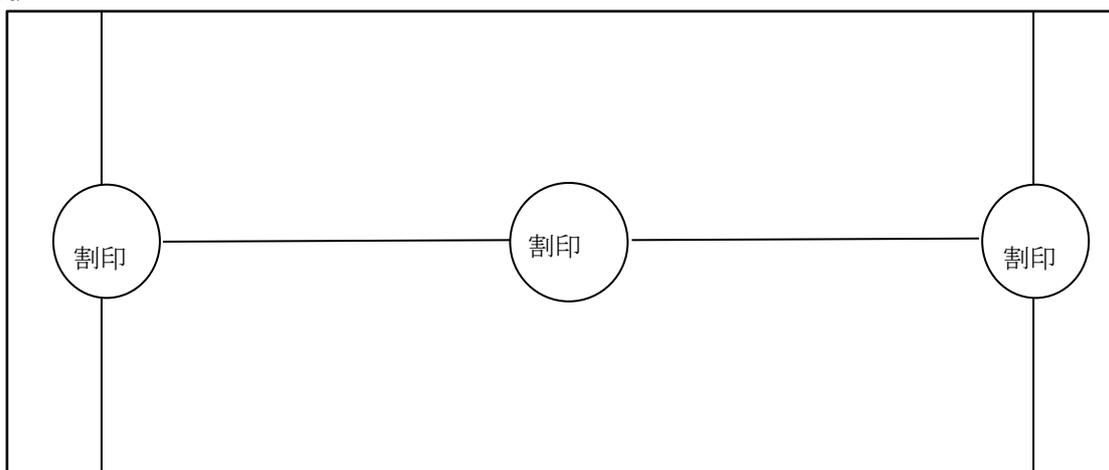
- ※ 提案販売手数料割合は、算用数字で記入してください。
- ※ 販売手数料は、販売実績（消費税及び地方消費税を含む額）に対する割合とします。
- ※ この販売手数料提案書は、設置番号ごとに封筒に入れ、継目部分に割印（担当者印で可）を押印してください（封筒の書き方は別紙「作成例」を参照）。

販売手数料提案書を入れる封筒の作成例

(表)

販売手数料提案書在中	
設置番号	1
施設名称	大里生涯学習センターあすねっと
及び場所	事務室前①
住 所	熊谷市〇〇町〇丁目〇〇番地
氏 名	
(法人名)	株式会社 〇〇〇〇
代表者名	代表取締役 〇〇 〇〇

(裏)



- 販売手数料提案書は、応募する**設置番号**ごとに封筒に入れ、のりで封をした後に封筒の継ぎ目3か所に割印を押印してください。なお、上記の封筒はあくまでも例ですので、自社の封筒や市販の封筒でも結構ですが、可能であれば長形3号（120mm×235mm）とし、使用する封筒に応じて、封筒の継ぎ目に割印（担当者印でも可）を押印してください。
- 表には「販売手数料提案書在中」「設置番号」「施設名称及び場所」「応募者の住所、氏名（法人名）、代表者名」を必ず記載してください。
- 氏名（法人名）の欄には押印の必要はありません。

販売品目等提案書

設置番号 (必ず記入)		施設名称 及び場所	
氏名又は法人名			

設置する自動販売機

メーカー名		型 式	
定格出力		省エネ機能	

販売予定品目

NO	商品名	内容量 (ml)	容器の 種類	標準価格 (税込) 円	販売価格 (税込) 円	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※ 商品内容は、申込書提出時の予定を記載し、申込書提出後に新商品の販売等で商品内容に変更が生じても提案書の訂正は必要ありません。

誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人熊谷市文化振興財団
理事長 小林哲也 宛

住所
申込者 氏名 印
(法人名)
連絡先

清涼飲料用自動販売機設置者募集への参加申し込みに当たり、下記の事項について相違ないことを確約し、貴財団における入札、契約等に係る諸規定を遵守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し貴財団が行う一切の措置について異議の申し立ては行いません。

記

- (1) 熊谷市暴力団排除条例（平成25年度条例第28号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員ではありません。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている団体及びその構成員ではありません。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者ではありません。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していません。
- (5) 法人等にあつては、埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては、熊谷市内で事業を営んでいます。
- (6) 応募に当たっては、「募集要項」及び「仕様書」の記載事項を承知した上で参加します。

委任状

公益財団法人熊谷市文化振興財団

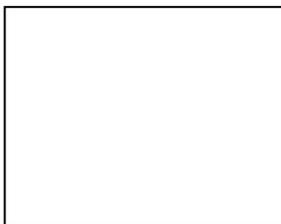
理事長 小林 哲也 宛

私は、(住所)

(氏名)

を代理人と定め、令和6年度公益財団法人熊谷市文化振興財団が管理する施設における清涼飲料用自動販売機設置者募集に関する一切の権限を委任します。

代理人使用印



令和 年 月 日

住所
委任者 氏名
(法人名)
代表者名

印

質 問 書

令和 年 月 日

公益財団法人熊谷市文化振興財団

理 事 長 小 林 哲 也 宛

住 所

氏 名

(法人名)

担当者氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

メールアドレス

清涼飲料用自動販売機設置者募集について、下記のとおり質問します。

記

設置番号 _____

施設名称
及び場所 _____

質問事項（複数の質問がある場合は、適宜、別紙を使用してください。）

清涼飲料用自動販売機設置に係る仕様書

1 設置場所等

設置番号	施設名称	所在地	場所	面積	台数
1	大里生涯学習センター あすねっと	熊谷市 津田 1-1	事務室前① (略図を参照)	2.0 m ²	1台

※ 面積には、放熱余地・回収ボックス等の設置部分を含む。

2 期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び設置者の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

ア 大きさ

概ね幅 1250 mm×奥行 950 mm×高さ 2000 mm以内とする。

イ デザイン

周辺環境に配慮し、著しく華美なものでないこと。

ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

ア 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ ノンフロン冷媒

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内

設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置場所は、原則として自動販売機脇とし、缶・ペットボトルを分別回収できるものとする。

イ 回収ボックスは、回収頻度等を考慮し、使用済み容器が溢れて周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を行うこと。

イ 設置者において、随時自動販売機の保守を行うほか、故障や問い合わせについての連絡先を明記し、設置者の責任において即時対応すること。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

酒類を除く清涼飲料全般とし、容器は、缶・ペットボトルを使用すること。

(2) 価格

標準販売価格より高く販売しないこと。

5 電気料

電気料は、設置者の負担とし、子メーターの検針により使用した電気量に基づき公益財団法人熊谷市文化振興財団（以下「財団」という。）が算定した電気料を、財団が発行する請求書により財団が指定する期日までに納入する。

6 販売手数料

販売手数料は、毎月末締めによる販売実績（各販売商品の販売価格（消費税及び地方消費税を含む。）に販売本数を乗じて得た額）に落札した割合（％）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

また、設置者は、販売実績及び販売手数料を、翌月の20日までに、財団に報告し、報告後は、財団が発行する請求書により財団が指定する期日までに納入する。

7 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気子メーター設置に係る費用は、設置者が負担する。

8 設置場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して財団の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

財団の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 財団の責に帰することが明らかな場合を除き、財団はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 特記事項

災害時の無償提供（詳細は、熊谷市危機管理課で確認してください。）

当該施設は、災害時に避難所となるため、熊谷市内で震度5弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市の災害対策本部が設置され、避難所に多数の住民が避難し、自動販売機内の清涼飲料を無料で提供する必要があると市が判断したときは、自動販売機内のすべての在庫品を無償で市に提供すること。

12 参考データ

- (1) 自動販売機の売上本数（1年間の実績）

場 所	種 別	1年間の売上本数 (R5.10～R6.9)	備 考
自動販売機コーナー①	缶・ペットボトル	1,957本	

- (2) 大里生涯学習センターの利用状況（令和5年度）

年間施設利用者数 45,818人（文化ホールと図書館の合計）

年間開館日 309日/年

1日当たり施設利用者 148人/日

開館時間 9:00～21:30まで

職員数 12人(全体)

清涼飲料用自動販売機設置に係る仕様書

1 設置場所等

設置番号	施設名称	所在地	場所	面積	台数
2	江南総合文化会館 ピピア	熊谷市 千代 325-1	休憩コーナー① (略図を参照)	2.0 m ²	1台

※ 面積には、放熱余地・回収ボックス等の設置部分を含む。

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び設置者の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

ア 大きさ

概ね幅 1250 mm×奥行 950 mm×高さ 2000 mm以内とする。

イ デザイン

周辺環境に配慮し、著しく華美なものでないこと。

ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

ア 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ ノンフロン冷媒

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内

設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置場所は、原則として自動販売機脇とし、缶・ペットボトルを分別回収できるものとする。

イ 回収ボックスは、回収頻度等を考慮し、使用済み容器が溢れて周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を行うこと。

イ 設置者において、随時自動販売機の保守を行うほか、故障や問い合わせについての連絡先を明記し、設置者の責任において即時対応すること。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

酒類を除く清涼飲料全般とし、容器は、缶・ペットボトルを使用すること。

(2) 価格

標準販売価格より高く販売しないこと。

5 電気料

電気料は、設置者の負担とし、子メーターの検針により使用した電気量に基づき公益財団法人熊谷市文化振興財団（以下「財団」という。）が算定した電気料を、財団が発行する請求書により財団が指定する期日までに納入する。

6 販売手数料

販売手数料は、毎月末締めによる販売実績（各販売商品の販売価格（消費税及び地方消費税を含む。）に販売本数を乗じて得た額）に落札した割合（％）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

また、設置者は、販売実績及び販売手数料を、翌月の20日までに、財団に報告し、報告後は、財団が発行する請求書により財団が指定する期日までに納入する。

7 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気子メーター設置に係る費用は、設置者が負担する。

8 設置場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、現状に回復して財団の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

財団の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 財団の責に帰することが明らかな場合を除き、財団はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 特記事項

災害時の無償提供（詳細は、熊谷市危機管理課で確認してください。）

当該施設は、災害時に避難所となるため、熊谷市内で震度5弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市の災害対策本部が設置され、避難所に多数の住民が避難し、自動販売機内の清涼飲料を無料で提供する必要があると市が判断したときは、自動販売機内のすべての在庫品を無償で市に提供すること。

12 参考データ

- (1) 財団の自動販売機の売上本数（1年間の実績）

場 所	種 別	1年間の売上本数 (R5.10～R6.9)	備 考
休憩コーナー①	缶・ペットボトル	3, 8 1 0本	

- (2) 江南総合文化会館の利用状況（令和5年度）

年間施設利用者数 72,820人（文化会館、公民館、図書館の合計）

年間開館日 354日/年

1日当たりの施設利用者 206人/日

開館時間 9:00～21:30まで

職員数 21人(全体)

清涼飲料用自動販売機設置に係る仕様書

1 設置場所等

設置番号	施設名称	所在地	場所	面積	台数
3	江南総合文化会館 ピピア	熊谷市 千代 325-1	休憩コーナー② (略図を参照)	2.0 m ²	1台

※ 面積には、放熱余地・回収ボックス等の設置部分を含む。

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び設置者の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

ア 大きさ

概ね幅 1250 mm×奥行 950 mm×高さ 2000 mm以内とする。

イ デザイン

周辺環境に配慮し、著しく華美なものでないこと。

ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

ア 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ ノンフロン冷媒

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内

設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置場所は、原則として自動販売機脇とし、缶・ペットボトルを分別回収できるものとする。

イ 回収ボックスは、回収頻度等を考慮し、使用済み容器が溢れて周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 設置者において、随時自動販売機の保守を行うほか、故障や問い合わせについての連絡先を明記し、設置者の責任において即時対応すること。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

酒類を除く清涼飲料全般とし、容器は、缶・ペットボトルを使用すること。

(2) 価格

標準販売価格より高く販売しないこと。

5 電気料

電気料は、設置者の負担とし、子メーターの検針により使用した電気量に基づき公益財団法人熊谷市文化振興財団（以下「財団」という。）が算定した電気料を、財団が発行する請求書により財団が指定する期日までに納入する。

6 販売手数料

販売手数料は、毎月末締めによる販売実績（各販売商品の販売価格（消費税及び地方消費税を含む。）に販売本数を乗じて得た額）に落札した割合（％）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

また、設置者は、販売実績及び販売手数料を、翌月の20日までに、財団に報告し、報告後は、財団が発行する請求書により財団が指定する期日までに納入する。

7 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気子メーター設置に係る費用は、設置者が負担する。

8 設置場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、現状に回復して財団の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

財団の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 財団の責に帰することが明らかな場合を除き、財団はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損及び毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 特記事項

災害時の無償提供（詳細は、熊谷市危機管理課で確認してください。）

当該施設は、災害時に避難所となるため、熊谷市内で震度5弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市の災害対策本部が設置され、避難所に多数の住民が避難し、自動販売機内の清涼飲料を無料で提供する必要があると市が判断したときは、自動販売機内のすべての在庫品を無償で市に提供すること。

12 参考データ

- (1) 自動販売機の売上本数（1年間の実績）

設置場所	種別	1年間の売上本数 (R5.10～R6.9)	備考
休憩コーナー②	缶・ペットボトル	3,319本	

- (2) 江南総合文化会館の利用状況（令和5年度）

施設利用者数 72,820人（文化会館、公民館、図書館の合計）

年間開館日 354日/年

1日当たりの施設利用者 206人/日

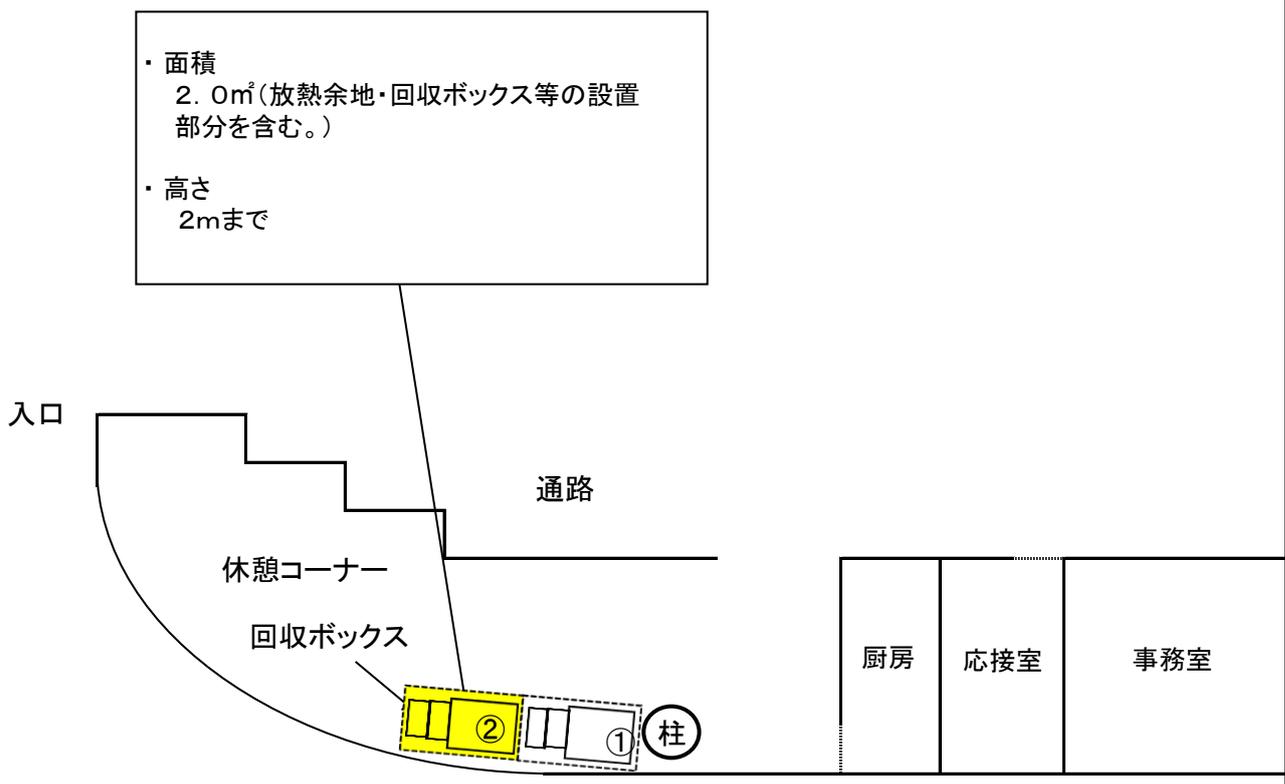
開館時間 9:00～21:30まで

職員数 21人(全体)

設置番号	1	設置場所	大里生涯学習センターあすねっと 事務室前①
<p>略図</p> <p>面積 2.0 m² (放熱余地を含む。)</p> <p>天井高さ 2.8 m</p> <p>風除室</p> <p>回収ボックス</p> <p>公衆電話</p> <p>自販機①</p> <p>自動ドア</p> <p>事務室</p>			
<p>特記事項</p> <p>・当該施設は、災害時に避難所となるため、熊谷市内で震度5弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市の災害対策本部が設置され、避難所に多数の住民が避難し、自動販売機内の清涼飲料を無料で提供する必要があると市が判断したときは、自動販売機内のすべての在庫品を無償で市に提供すること。</p>			

設置番号	3	設置場所	江南総合文化会館ピピア 休憩コーナー②
------	---	------	---------------------

略図



特記事項

・当該施設は、災害時に避難所となるため、熊谷市内で震度5弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市の災害対策本部が設置され、避難所に多数の住民が避難し、自動販売機内の清涼飲料を無料で提供する必要があると市が判断したときは、自動販売機内のすべての在庫品を無償で市に提供すること。